

第2回 標準運送約款及び標準内航運送約款のあり方に関する検討会
議事概要

- ・日 時： 平成31年1月16日(水) 10:00~12:00
- ・場 所： 中央合同庁舎3号館海事局第5会議室

<標準運送約款について>

- 旅客の禁止行為を常習的に行う者については、旅客運送の部第3条第2項(3)で、「旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合」に運送契約の解除等が可能であり、当然、禁止行為も含まれている。現行の条文においても、禁止行為を行うおそれのある場合は、運送の引受けを断ることが可能。
- 標準内航運送約款第4条第1項に「電磁的方法」とあるが、標準運送約款においても、電磁的な申込みや予約、決済が一般的になってきている。こうした電子化について、解説コメントに記載されるという理解。

<標準内航運送約款について>

- 商法の危険品の通知について、「電子的方法や書面で通知」というような規定はなく、通知の手段は、法律上も約款上も特に縛りをかけていないと理解。
- 外航海運にあるパッケージリミテーションという責任限度額について、標準内航運送約款では規定しないが、外航等と平仄を合わせるような責任制限を設定したいという場合、運送約款として無効にならないと理解。

<その他>

- 解説コメントの位置付けは、法令や告示とは別のものという理解。
- パブリックコメントの概要について、高価品の免責の特則や危険品の運送人の帰責事由の変更等を鑑みて、荷主と運送人の「責任分担の変更」と記載している。
- 今後、パブリックコメントの手続きと平行して、内部審査が行われるため、本日提示している新旧対照の条文の文言について、変わり得ることは、ご承知いただきたい。
- 解説コメントは、各社とも非常に興味を持つと思う。

以上